

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの期間及び50年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和50年4月から同年6月まで
③ 昭和58年2月から61年3月まで

申立期間①及び②当時は、町内会集金により国民年金保険料を納付していたが、留守にしていた場合などは、A市役所へ行って保険料を納付することもあった。当時は国民年金保険料の未納が生じないように注意していたのに、申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

申立期間③については、会社を退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行った記憶がある。納付書は送られてこなかったが、毎月のようにA市役所の年金窓口で納付書を作成してもらい、その場で保険料を納付していたのに、申立期間③の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、いずれも3か月間と短期間であるほか、申立期間の前後の期間は納付済みとなっている。

また、申立人は、昭和40年9月に国民年金に加入した後、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、A市の国民年金被保険者名簿により、現年度納付ができなかった期間については、過年度納付により保険料を納付している状況が確認できるなど、申立人の主張どおり、保険料の未納が生じないように注意していた状況がうかがえる。

さらに、申立人が集金担当者であったとする者は、「時期は覚えていないが、私は、申立人の居住していた町内会で国民年金保険料を集金していたことがある。」と証言しているほか、A市は、「昭和40年*月から庁舎内に金融機関が設置されており、現年度保険料及び過年度保険料を納付することが可能であった。」と回答しており、申立人が主張する納付方法に不自然な点

はみられない。

一方、申立期間③については、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和55年9月1日に被保険者資格を喪失しており、その後、第3号被保険者資格を取得する61年4月1日まで被保険者資格を再取得した状況は確認できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該期間は未加入期間であったと考えられ、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、「国民年金保険料の納付書は送られてこなかったもので、毎月のようにA市役所の年金窓口で納付書を作成してもらい、その場で保険料を納付した。」と主張しているが、A市は、「当時は納付書を郵送しており、窓口に来て、後日納付書を郵送し、金融機関で納付するよう案内していたので、毎月、窓口で納付書を作成することは無かったと考える。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの期間及び50年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

富山厚生年金 事案 662

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和54年2月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月27日から同年3月29日まで
昭和32年4月にA社に入社し、54年2月に同社B事業所から同社本社に異動した。

申立期間についてもA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、雇用保険の記録及び申立人から提出された昭和54年分の源泉徴収票により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（同社B事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社の人事記録では、申立人の異動日は、昭和54年2月21日と記録されているが、申立人は、実際に異動したのは同年2月下旬であったとしていることから、申立期間について、同社本社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについては不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判

断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

富山厚生年金 事案 663

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 1 月ごろから 32 年 1 月ごろまで
昭和 27 年 1 月ごろから 32 年 1 月ごろまで、A 県 B 市にあった C 社に勤務していたのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。
C 社を退職後、失業給付を受給した記憶があり、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社に係る商業登記簿により、申立期間当時、同社が A 県 B 市に所在したことが確認できる上、当時の事業主の名前も申立人の供述と一致していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録では、C 社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、C 社は既に廃業している上、当時の事業主及び事務担当者の連絡先は明らかでなく、連絡先が判明した同僚（1 人）に照会しても、申立人のことを覚えておらず、申立人の勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人が名前を覚えている C 社の事業主、事務担当者及び同僚（1 人）についても、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 20 日から 39 年 5 月 20 日まで
オンライン記録では、A社に勤務していた期間について脱退手当金を支給済みとなっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和39年6月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、A社を退職後は国民年金の強制加入期間となるが、退職から約6年後の昭和45年4月まで国民年金に加入しておらず、年金制度に対する意識が高かったとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月ごろから 31 年 3 月ごろまで
昭和 29 年 4 月ごろから 31 年 3 月ごろまで A 社に勤務していたのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

A 社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された当時の写真及び同僚の証言により、勤務した期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A 社では、「申立期間当時の健康保険・厚生年金保険の被保険者台帳を保管しているが、当該台帳の中に申立人の氏名は確認できない。」と回答している。

また、A 社は、申立期間当時の人事記録等を保管していないため申立人の勤務実態等は不明としており、当時の事務担当者も既に死亡している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が判明した同僚 4 人に照会しても、申立人の勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて証言を得られない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。